

会議録反訳業務・会議録検索システム用データ作成業務 仕様書

1 件名

会議録反訳業務・会議録検索システム用データ作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（令和8年4月1日以降は年度毎に別途契約予定）とする。

3 委託金額

業務内容	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
音声反訳	48 時間	円	円
データ調整（現年度分）	710 頁	円	円
小 計（税抜）			円
合 計（税込）			円

- ・ 反訳業務については、会議の録音時間の1時間当たりの単価とする。
- ・ なお、会議毎に1時間未満の端数がある場合は、15分未満は1/4、15分以上30分未満は2/4、30分以上45分未満は3/4、45分以上は4/4を1時間当たりの単価に乗ずるものとし、これに円未満の端数が出た場合は、端数切捨てとする。

4 仕様

(1) 会議録反訳業務

- ・ 反訳する会議は、本会議及び予算決算特別委員会とする。
- ・ 会議録の規格は、J I S（日本産業規格）A4判・横書き・明朝体12ポイントを原則とする。
- ・ 会議録の用字・用例については、（公社）日本速記協会「新訂標準用字用例辞典」に準拠すること。
- ・ 会議録における方言（秋田弁）は、整文処理しないため、秋田弁の正確度が高いこと。
- ・ 受注者は、音声データ等の受領後14日以内に初原稿（紙・word形式）を納入すること。
- ・ ただし、一般質問の部分については、音声データ等の受領後7日以内に初原稿（紙・word形式）を納入すること。
- ・ 会議録（成果品）は、本町が校正したデータにより作成すること。
- ・ 受注者は、本町が校正したデータの受領後14日以内に成果品を納入すること。
- ・ 成果品は、製本2部（正本・副本）及びデータ（word形式・PDF形式）とする。
- ・ 成果品の納入場所は、三種町議会事務局（秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8）とする。

(2) 会議録検索システム用データ作成業務

- ・ データ作成単位は、本会議及び予算決算特別委員会単位とする。
- ・ 町は、会議録反訳業務の成果品データについて、受注者に提供する。
- ・ 受注者は、会議録反訳業務の成果品データの受領後14日以内に処理を行うこと。

5 費用の支払

単価契約とし、契約締結の日から、業務履行の都度支払うものとする。